

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 22 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 区 町 村} \end{array} \right)$ 障害保健福祉担当主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
企 画 課 自 立 支 援 振 興 室
障 害 福 祉 課

戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う影響への対応について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）による戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）や住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）等の改正により、令和 7 年 5 月 26 日から、戸籍や住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されます（別紙 1 及び 2 参照）。

本改正に伴い、本人が銀行等の口座名義等で実際に使用している振り仮名と異なる氏名の振り仮名の届出をした場合に、別添のとおり、各制度の口座振込による給付に係る「業務システム内の本人情報に係る氏名の振り仮名」と「業務システム内に登録された口座名義」の連動の仕方に応じて、振込保留等の支障が生じる可能性があります。

このため、口座振込により給付等を実施している特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、心身障害者扶養共済制度、高額障害福祉サービス等給付費、新高額障害福祉サービス等給付費、補装具費支給制度等の各制度については、別添に示した各自治体の業務システムのあり方の類型に応じて、それぞれ下記のとおり適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

類型①又は④に該当する場合

本改正に伴い、本人が銀行等の口座名義等で実際に使用している振り仮名と異なる氏名の

振り仮名の届出をし、併せて、銀行等における実際の口座名義を変更した場合においては、行政機関等に登録されている口座名義と銀行等における実際の口座名義が不一致となることにより、給付金等の口座振込による給付について、振込保留が発生することが懸念されます。

このため、別紙3のとおり、金融庁から一般社団法人全国銀行協会等に対し、銀行等において実際の口座名義を変更した者に対し、行政機関等及び民間企業等に当該口座を登録していた場合は、当該登録した口座名義の変更手続が必要となる旨について注意喚起を行っていただくよう依頼をしています。

つきましては、当該給付金等の支給事務において、銀行等における実際の口座名義を変更した者が、当該給付金等に係る業務システムに登録された本人情報に係る氏名の振り仮名及び口座名義の変更手続を行うことが見込まれますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

類型②に該当する場合

本改正に伴い、「業務システム内に登録された口座名義」と銀行等における実際の口座名義が不一致となることにより、振込保留となること等が懸念されます。

これを踏まえ、当該給付金等の支給について、本人が銀行等の口座名義等で実際に使用している振り仮名と異なる氏名の振り仮名の届出をした場合において、「業務システム内の本人情報に係る氏名の振り仮名」及び「業務システム内に登録された口座名義」が連動して変更され、銀行等における実際の口座名義との不一致により振込保留が発生したときは、各制度の担当機関において、本人と個別に御調整いただく等、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

類型③に該当する場合

本改正に伴い、「業務システム内の本人情報に係る氏名の振り仮名」と「業務システム内に登録された口座名義」が不一致となることにより、振込に至らないこと等が懸念されます。

これを踏まえ、当該給付金等の支給について、本人が銀行等の口座名義等で実際に使用している振り仮名と異なる氏名の振り仮名の届出をした場合において、「業務システム内の本人情報に係る氏名の振り仮名（変更後の氏名の振り仮名）」と「業務システム内に登録された口座名義（変更前の氏名の振り仮名）」の不一致により振込に至らないこと等が発生したときは、当該給付金等の支給に当たって「業務システム内に登録された口座名義（変更前の氏名の振り仮名）」が本人のものであるかを確認する際に、「業務システム内の本人情報に係る変更前の氏名の振り仮名」を活用すること等により柔軟に運用する方法が考えられるとこ

ろ、当該給付金等の支給を実施する機関において適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、別紙３のとおり、金融庁から一般社団法人全国銀行協会等に対し、銀行等において実際の口座名義を変更した者に対し、行政機関等及び民間企業等に当該口座を登録していた場合は、当該登録した口座名義の変更手続が必要となる旨について注意喚起を行っていただくよう依頼をしているところ、当該給付金等の支給事務において、銀行等における実際の口座名義を変更した者が、当該給付金等に係る業務システムに登録された口座名義の変更手続を行おうとする場合には、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

【別紙の構成】 別紙１（戸籍法ポンチ）、別紙２（住基法ポンチ）、別紙３（金融庁通知）

業務システムのあり方の類型

